

苫前町新日本海地域交流センター
指定管理者における
賃金・物価スライド制度運用の手引き

令和 8 年 10 月策定

苫前町

はじめに

苦前町の指定管理者制度においては、これまで指定期間中に生じる賃金及び物価の変動について、原則として指定管理者が負担すべき経営上のリスクとして取り扱ってきました。

しかしながら、近年の最低賃金の上昇や物価高騰等により、指定管理施設の管理運営に必要な人件費、燃料費、電気料金及びガス料金等が増加し、指定管理者の管理運営に大きな影響を及ぼす状況となっています。

このため、指定管理者が安定的に施設を管理運営し、適切な公共サービスを継続して提供できるよう、社会一般の賃金水準及び物価水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料を見直す仕組み（以下「賃金・物価スライド制度」という。）を導入します。

本手引きは、賃金・物価スライド制度の基本的な考え方、対象経費、算定方法及び事務手続等について定め、制度の円滑な運用を図ることを目的とします。

第1章 指定管理料のスライド制度の概要

1. 制度の概要

指定期間2年目以降の指定管理料については、選定時に各年度分として計画した人件費、燃料費、電気料金及びガス料金を対象に、賃金・物価等の社会一般の水準の変動を反映させるため、所定の算定方法により見直し計算を実施し、その結果を翌年度の指定管理料に反映します。

本制度は、社会経済情勢の変動に対応して適用するものであり、賃金水準又は物価水準が上昇した場合は指定管理料を増額し、低下した場合は減額する取扱いとします。

2. 対象施設

本制度は、令和9年度以降から新たな指定期間が開始する新日本海地域交流センター（ふわっと）を対象として導入します。

3. 基本的な考え方

人件費については、最低賃金の上昇や一般的な賃金水準の変動が指定管理施設の管理運営に与える影響を考慮し、社会一般の賃金水準の変動を指定管理料に反映します。

また、近年の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、当面の間、見直し計算により算定されるスライド額は全額を苦前町が負担する取扱いとします。一方、物件費については、指定管理者制度におけるリスク分担の考え方に基づき、物価変動（燃料費、電気料金及びガス料金）の上昇に伴い増加する費用のうち、まず一定範囲は指定管理者が負担すべきものとして取り扱います。

具体的には、当該上昇分のうち、スライド額算出の対象となる経費（燃料費、電気料金及びガス料金）の合計額に対し３％に相当する額に達するまでの部分は指定管理者の負担とします。

4. 賃金水準の変動に伴う考え方

（ア）対象とする経費

対象とする職員は、指定管理者により直接雇用され、かつ指定管理業務に直接従事する職員に限ります。したがって、再委託先の職員、労働者派遣（人材派遣）により就労する職員その他指定管理業務に直接従事しない職員に係る人件費は、対象に含めません。

対象経費は、指定管理者が申請時に計画した人件費（自主事業に係る経費を除く。）のうち、労働基準法第 11 条に規定する賃金のうち、賃金水準の変動により影響を受ける部分とします。あわせて、当該賃金額に連動して事業者負担額が算定される法定福利費（事業主負担分）についても、対象経費に含めるものとします。

【参考】労働基準法（抜粋）

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。

【対象経費の例】

給与・賃金、賞与※、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険

※給与水準の変動に影響を受ける場合に対象とする。

【対象外経費の例】

通勤手当、住宅手当、労災保険、人材派遣費、健康診断費、退職金 等

（イ）賃金水準の変動率

分類	適用する指標
正規職員： 契約期間のない者でフルタイム勤務の職員	北海道人事委員会が公表する月例給（民間給与）
非正規職員： パート、アルバイト等の職員、正規職員相当以外の職員	厚生労働省が公表する北海道最低賃金

【変動率の算出根拠】

■ 正規職員

$$\begin{aligned} & (n+1) \text{ 年度の指定管理料の変動率 (\%) } \\ & \text{変動率 (\%)} = \frac{n \text{ 年度月例給 (民間給与)} - (n-1) \text{ 年度月例給 (民間給与)}}{(n-1) \text{ 年度月例給 (民間給与)}} \times 100 \\ & \text{※小数点第二位を四捨五入} \end{aligned}$$

■ 非正規職員

$$\begin{aligned} & (n+1) \text{ 年度の指定管理料の変動率 (\%) } \\ & \text{変動率 (\%)} = \frac{n \text{ 年度北海道最低賃金} - (n-1) \text{ 年度北海道最低賃金}}{(n-1) \text{ 年度北海道最低賃金}} \times 100 \\ & \text{※小数点第二位を四捨五入} \end{aligned}$$

5. 物価水準の変動に伴う考え方

(ア) 対象とする経費

対象経費は、指定管理者が申請時に見込んだ物件費のうち、**燃料費、電気料金及びガス料金**とします。これらの経費は、燃料価格やエネルギー市場の動向等の外部要因により大きく変動するリスクがあり、指定管理者の経営努力だけでは抑制することが困難な経費です。このため、これらの経費については、社会経済情勢の変動による影響を一定程度指定管理者と町で分担することとし、**物価の変動率が3%を超えた場合は、3%を超える部分について指定管理料に反映し町が負担するものとします。なお、3%までの変動については、指定管理者の負担とします。**

見直し額（以下「スライド額」という。）は、日本銀行が公表する企業物価指数を用いて対象経費ごとの変動率を算出し、その変動率を、指定管理者の申請時に設定した基準となる計画額（以下「基準額」という。）に乗じて算定します。

なお、物価水準が低下した場合についても同様の考え方により、指定管理料の減額に反映するものとします。

(イ) 物価水準の指標

分類	適用する指標
物価指数	日本銀行が公表する企業物価指数 （「石油・石炭製品」、「事業用電力」、「ガス」など） ※変動率は、種別ごとに算出する

【変動率の算出方法】

$$\text{変動率 (\%)} = \frac{(\text{n+1}) \text{ 年度の指定管理料の変動率 (\%)} - (\text{n-1}) \text{ 年 10 月} \sim \text{n 年 9 月 日本銀行が公表する企業物価指数の平均値}}{(\text{n-2}) \text{ 年 10 月} \sim (\text{n-1}) \text{ 年 9 月 日本銀行が公表する企業物価指数の平均値}} \times 100$$

※小数点第二位を四捨五入

【変動率算出例】種別ごとに算出

企業物価指数	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	平均	変動率
※燃料	128.9	131.7	134.3	134.8	133.8	134.0	134.7	134.5	135.5	133.5	132.7	133.9	133.5	2.8%
	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	平均	
	134.5	134.3	135.9	139.5	141.1	144.0	144.3	137.8	131.4	134.1	134.9	136.0	137.3	
企業物価指数	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	平均	変動率
事業用電力	119.9	119.3	118.8	119.5	119.8	120.1	119.0	127.4	129.7	136.1	135.6	129.3	124.5	6.2%
	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	平均	
	127.2	131.3	135.4	134.1	128.7	129.0	133.5	136.8	134.9	137.3	132.5	131.4	132.7	
企業物価指数	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	平均	変動率
ガス	145.7	146.1	148.0	150.3	157.6	158.9	160.7	161.1	161.1	163.3	160.0	152.2	155.4	2.1%
	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	平均	
	154.0	158.4	163.3	164.2	159.9	165.2	166.5	166.8	161.2	155.7	147.8	145.1	158.8	

※燃料～もっとも積算額の割合が高い油種を指標とする。

※小数点第二位を四捨五入

6. スライド額の計算方法

スライド額は、毎年度、次の3区分に分けて計算します。

- (1) 正規職員
- (2) 非正規職員
- (3) 物件費(燃料費・電気料金・ガス料金)

①（賃金・物価スライド）まず「基礎額」を算出

各年度のスライド額の算定に当たっては、まず、当該年度の「基礎額」を算出します。基礎額は、指定期間の初年度における計画額を基準とし、2年目以降は、前年度までの変動率を順次反映した額とします。

- ・ 指定期間1年目の基礎額＝計画額
- ・ 指定期間2年目の基礎額＝計画額×（1+1年目の変動率）
- ・ 指定期間3年目の基礎額＝計画額×（1+1年目の変動率）×（1+2年目の変動率）
- ・ 指定期間4年目以降も同様に算出します。

【計算例】

計画額を1,000万円、1年目の変動率を5%、2年目の変動率を3%とした場合

- ・ 1年目基礎額 1,000万円
- ・ 2年目基礎額 1,000万円×1.05＝1,050万円
- ・ 3年目基礎額 1,000万円×1.05×1.03＝1,081万5,000円

②（賃金・物価スライド）次に「変動額」を計算する

次に、当該年度の変動率を基礎額に乘じ、当該年度における経費の増減額（以下「変動額」という。）を算出します。

- ・ 変動額＝基礎額×当該年度変動率（%）
- ・ 変動額＝基礎額【計画額×（1+前年度までの変動率（%））の累積反映】×
当該年度変動率（%）

【計算例】

3年目の基礎額を1,081万5,000円、当該年度の変動率が4%の場合、

- ・ 3年目基礎額 1,081万5,000円×4%＝43万2,600円
となり、変動額は43万2,600円となります。

③賃金スライド（正規・非正規）

正規職員、非正規職員は、毎年度次の手順で算定します。

- ・ 当該年度の基礎額を算出する。
- ・ 当該年度の変動率を基礎額に乘じ、変動額を算出する。
- ・ 当該年度の変動額を、その年度のスライド額とする。（単年スライド額）
- ・ 当該年度のスライド額を累積し、累積スライド額を管理する。

④物価スライド（３％控除後の超過分を反映）

物件費（燃料費・電気料金・ガス料金）については、毎年度の変動額及び累積変動額を算出した上で、計画額の３％に相当する額を指定管理者の負担とし、３％を超える部分を指定管理料に反映します。

このため、物価スライドについては、当該年度までの物価変動による増減額を累積して管理し、既に指定管理料へ反映したスライド額を考慮して、当該年度のスライド額を算出します。

当該年度スライド額＝累積変動額－（計画額×３％）－前年度までの累積スライド額

【賃金スライド・計算例】

R9 から指定管理が始まる場合	R9. 10 作業 (1 年目)	R10. 10 作業 (2 年目)	R11. 10 作業 (3 年目)	R12. 10 作業 (4 年目)	R13. 10 作業 ※ (5 年目)
計画額＝対象経費①（円）	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
基礎額② 計画額×（100％＋前年度変動率） 初年度は計画額（円）	50,000,000	50,500,000	51,257,500	52,282,650	53,589,716
変動率③（％）	1.00％	1.50％	2.00％	2.50％	3.00％
変動額④（円）②×③	500,000	757,500	1,025,150	1,307,066	1,607,691
累積スライド額（円）	500,000	1,257,500	2,282,650	3,589,716	5,197,407
単年度スライド額（円）	500,000	757,500	1,025,150	1,307,066	1,607,691
当初予算額（円）	50,000,000	50,500,000	51,257,500	52,282,650	53,589,716

※小数点以下四捨五入

ただし、上記により算出した額がマイナスとなる場合は、物価水準の低下による指定管理料の減額として取り扱います。

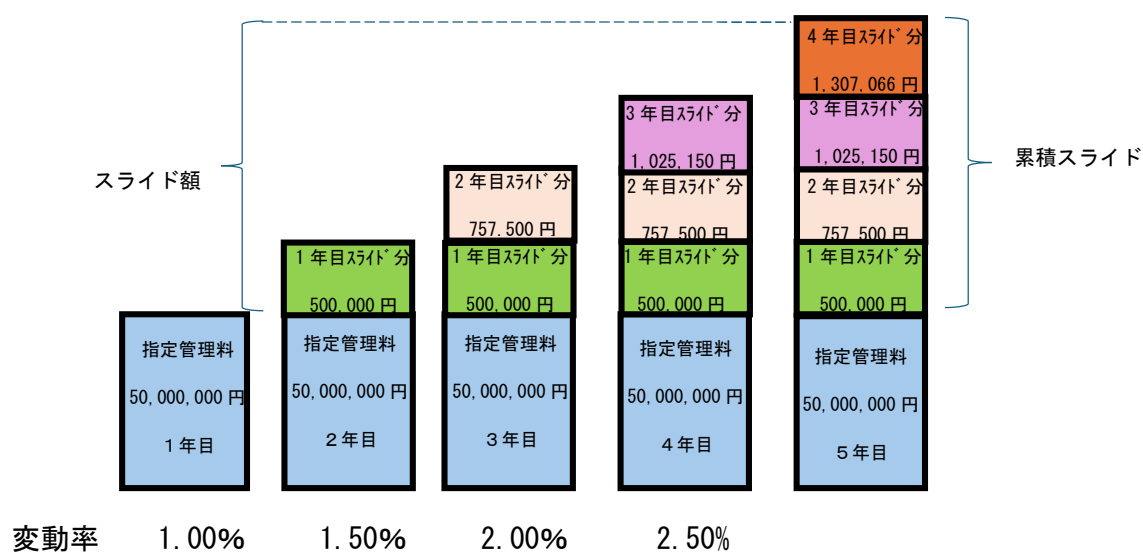
なお、累積変動額は、指定期間開始時の計画額を基準として、各年度の変動額を累積した額とします。

※ 指定期間が５年間の場合、賃金・物価スライドの見直しは次年度反映を前提とするため、５年目に算定しても反映先（６年目）がありません。このため、５年目の作業は制度上反映対象外ですが、事務の流れを示すため参考として記載します。（以下同様）

【賃金スライド・算出詳細】

年数	スライド額の計算例
1	$50,000,000 \text{ 円 (計画額)} \times 1.00\% \text{ (変動率)} = 500,000 \text{ 円 (変動額～単年スライド額)}$ 500,000 円 (累積スライド額)
2	$50,000,000 \text{ (計画額)} \times (100\% + 1.00\%) = 50,500,000 \text{ 円 (基礎額)}$ $50,500,000 \text{ 円} \times 1.50\% \text{ (変動率)} = 757,500 \text{ 円 (変動額～単年スライド額)}$ $500,000 \text{ 円 (1 年目の変動額)} + 757,500 \text{ 円 (2 年目の変動額)} = 1,257,500 \text{ 円 (累積スライド額)}$
3	$50,000,000 \text{ 円 (計画額)} \times (100\% + 1.00\%) \times (100\% + 1.50\%) = 51,257,500 \text{ 円 (基礎額)}$ $51,257,500 \text{ 円} \times 2.00\% \text{ (変動率)} = 1,025,150 \text{ 円 (変動額～単年スライド額)}$ $500,000 \text{ 円 (1 年目の変動額)} + 757,500 \text{ 円 (2 年目の変動額)} + 1,025,150 \text{ 円 (3 年目の変動額)} = 2,282,650 \text{ 円 (累積スライド額)}$
4	$50,000,000 \text{ (計画額)} \times (100\% + 1.00\%) \times (100\% + 1.50\%) \times (100\% + 2.00\%) = 52,282,650 \text{ 円 (基礎額)}$ $52,282,650 \text{ 円} \times 2.50\% \text{ (変動率)} = 1,307,066 \text{ 円 (変動額～単年スライド額)}$ $500,000 \text{ 円 (1 年目の変動額)} + 757,500 \text{ 円 (2 年目の変動額)} + 1,025,150 \text{ 円 (3 年目の変動額)} + 1,307,066 \text{ 円 (4 年目の変動額)} = 3,589,716 \text{ 円 (累積スライド額)}$
5	$50,000,000 \text{ (計画額)} \times (100\% + 1.00\%) \times (100\% + 1.50\%) \times (100\% + 2.00\%) \times (100\% + 2.50\%) = 53,589,716 \text{ 円 (基礎額)}$ $53,589,716 \text{ 円} \times 3.00\% \text{ (変動率)} = 1,607,691 \text{ 円 (変動額～単年スライド額)}$ $500,000 \text{ 円 (1 年目の変動額)} + 757,500 \text{ 円 (2 年目の変動額)} + 1,025,150 \text{ 円 (3 年目の変動額)} + 1,307,066 \text{ 円 (4 年目の変動額)} + 1,607,691 \text{ 円 (5 年目の変動額)} = 5,197,407 \text{ 円 (累積スライド額)}$

【賃金スライドイメージ】



【物価スライド・計算例】リスク分担３％（燃料、電力、ガスの種別ごとに算出）

R9 から指定管理が始まる場合	R9. 10 作業 (1 年目)	R10. 10 作業 (2 年目)	R11. 10 作業 (3 年目)	R12. 10 作業 (4 年目)	R13. 10 作業 ※ (5 年目)
計画額＝対象経費①（円）	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
基礎額② 計画額×(100%+前年度変動率) 初年度は計画額（円）	10,000,000	10,200,000	10,404,000	10,820,160	11,361,168
変動率③（％）	2.00%	2.00%	4.00%	5.00%	6.00%
変動額④（円）②×③	200,000	204,000	416,160	541,008	681,670
累積変動額⑤	200,000	404,000	820,160	1,361,168	2,042,838
差引額⑥（円）①×③ (対象経費の３％を指定管理者 のリスク)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
累積スライド額⑦（円） ⑤-⑥	0	104,000	520,160	1,061,168	1,742,838
単年度スライド額（円）	0	104,000	416,160	541,008	681,670
当初予算額（円）	10,000,000	10,000,000	10,104,000	10,520,160	11,061,168

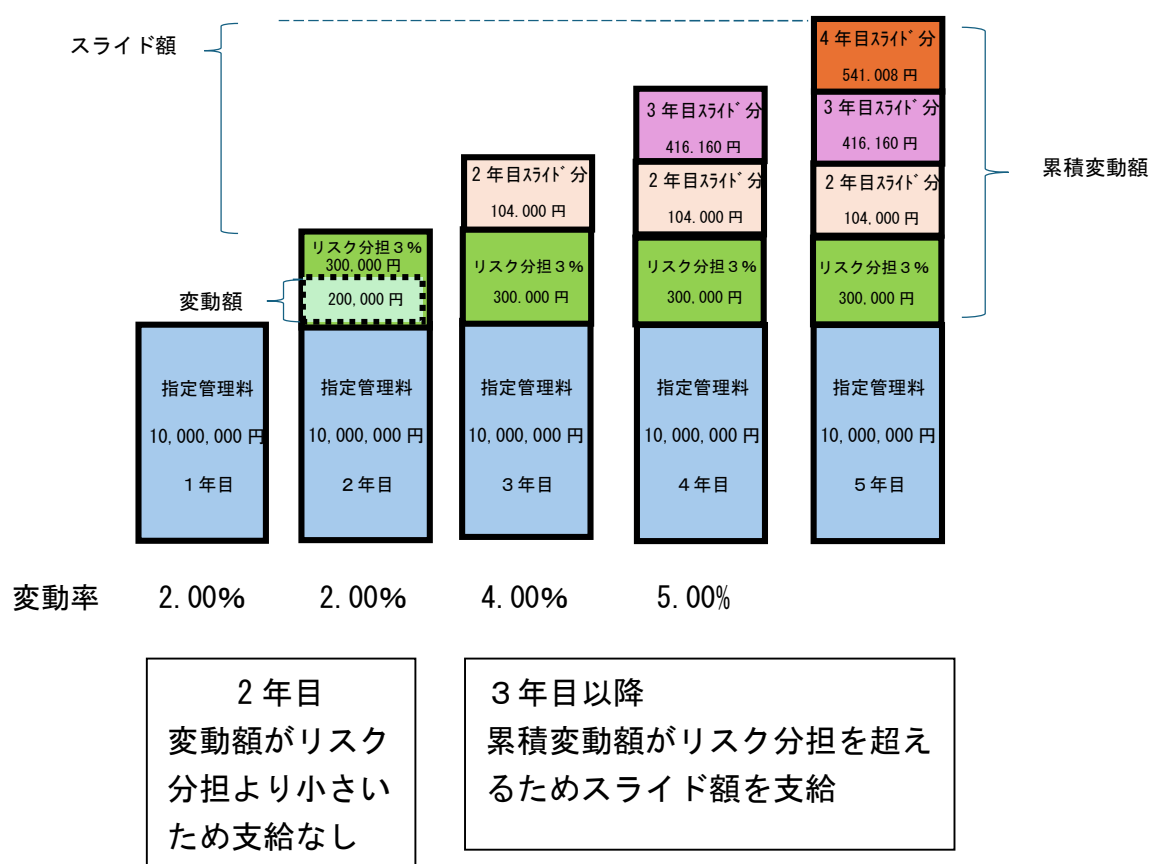
※小数点以下四捨五入

【物価スライド・算出詳細】

年数	スライド額の計算例
1	10,000,000 円（計画額）× 2.00%（変動率）＝200,000 円（変動額） 200,000 円－300,000 円（3%相当差引額）＝－100,000 円（マイナスの場合は、スライド額 0 円） 累積スライド額：0 円、単年スライド額：0 円（算出額を差引額が上回るため）
2	10,000,000（計画額）×（100%+2.00%）＝10,200,000 円（基礎額） 10,200,000 円×2.00%（変動率）＝204,000 円（変動額） 200,000 円（1 年目変動額）+204,000 円（2 年目変動額）－300,000 円（3%相当差引額） ＝104,000 円（累積スライド額）（単年スライド額）
3	10,000,000 円（計画額）×（100%+2.00%）×（100%+2.00%）＝10,404,000 円（基礎額） 10,404,000 円×4.00%（変動率）＝416,160 円（変動額） 200,000 円（1 年目変動額）+204,000 円（2 年目変動額）+416,160 円（3 年目変動額）－300,000 円（3%相当差引額）＝ 520,160 円（累積スライド額）（単年スライド額：416,160 円）
4	10,000,000（計画額）×（100%+2.00%）×（100%+2.00%）×（100%+4.00%）＝10,820,160 円（基礎額） 10,820,160 円×5.00%（変動率）＝541,008 円（変動額） 200,000 円（1 年目変動額）+204,000 円（2 年目変動額）+416,160 円（3 年目変動額）+541,008 円（4 年目変動額） －300,000 円（3%相当差引額）＝1,061,168 円（累積スライド額）（単年スライド額：541,008 円）

5	10,000,000（計画額）×（100%+2.00%）×（100%+2.00%）×（100%+4.00%）×（100%+5.00%）=11,361,168 円 （基礎額）
	11,361,168 円×6.00%（変動率）=681,670 円（変動額）
	200,000 円（1 年目の変動額）+204,000 円（2 年目の変動額）+416,160 円（3 年目の変動額）+541,008 円（4 年目の変動額）+681,670 円（5 年目の変動額）－300,000 円（3%相当差引額）=1,742,838 円（累積スライド額）
	（単年スライド額：681,670 円）

【物価スライドイメージ】リスク分担 3%



7. 変動率がマイナスとなった場合の取扱い

賃金及び物価の変動に伴う指定管理料の見直しは、社会経済情勢を勘案の上、各年度に確定する変動率に基づき実施するものとします。

変動率がマイナスとなった場合（賃金水準又は物価水準が低下した場合）の取扱いは、次のとおりとします。

・ 人件費（正規職員・非正規職員）

人件費については、当該年度の変動率に基づき算定される変動額を、当該年度の賃金スライド額として取り扱い、指定管理料を減額するものとします。

・ 物件費（燃料費・電気料金・ガス料金）

物件費については、リスク分担の観点から対象経費の3%相当額までは指定管理者が負担する取扱いとします。物価スライドの変動率がマイナスとなった場合は、計画額（対象経費）に基づき算定した累積変動額を用いて判定し、累積変動額が－3%相当額（計画額×3%）を下回るときは、当該下回り分（超過分）を翌年度の指定管理料から減額します。なお、累積変動額が－3%相当額の範囲内にとどまる場合は、減額は行いません。

《算出例（物価の下落時）》

計画額（対象経費）：10,000,000 円

3%相当額（±）：△300,000 円

累積変動額：△500,000 円

この場合、計画額の±3%相当額である300,000 円までは指定管理者の負担となり、それを超える200,000 円が減額対象となります。

減額（単年スライド額）：△500,000 円－（△300,000 円）＝△200,000 円

→ 翌年度の指定管理料を200,000 円減額する。

第2章 スライド制度の運用

1 スライド制度の主な手続き

- (ア) 指定管理者の募集等に当たり、指定管理料スライド制度に関する事項を募集要項、基本協定書等に明記する。
- (イ) 総務財政課と協議・決定した変動率を用いて次年度の指定管理料スライド額を算定し、指定管理者に通知する（様式 1）とともに、次年度の当初予算要求に反映する。
- (ウ) 当初予算の議決後、確定したスライド額を含む指定管理料にて年度協定を締結し、支払計画に基づき支払う。

2 運用スケジュール

1) 選定年度（募集・選定～基本協定）

時期	手続	主な内容
10 月～12 月	指定管理者の募集開始	募集要項等にスライド制度（対象、算定方法、反映時期等）を明記
	選定・予算関係	指定管理者選定委員会で候補者選定、予算要求
1～3 月	基本協定締結	議会提案（議決）、

2) 見直し年度（次年度スライド額の算定・予算化）

時期	手続	主な内容
4 月以降	指定期間の開始	指定期間の開始（基本協定又は年度協定に基づき運用開始）
11 月	変動率の確定	変動率によりスライド額を算定し、総務財政課合議のうえ指定管理者へ通知（様式 1）
11～3 月	次年度予算要求・協定準備	次年度予算要求へ反映し、次年度の年度協定に反映する準備を行う

3) 見直し反映年度（年度協定へ反映・支払）

時期	手続	主な内容
4 月以降	・ 年度協定締結 ・ 指定管理料の支払	・ スライド額を含めて年度協定を締結 ・ スライド額を含む指定管理料を支払計画に基づき支払う

※以後は、毎年度「2) 見直し年度」→「3) 見直し反映年度」の流れを繰り返す。

3 基本協定及び年度協定への記載

賃金及び物価の変動に伴うスライドにより指定管理料の総額が増減する場合であっても、基本協定は指定期間全体に係る基本的事項を定めるものであることから、基本協定は変更しないものとする。この場合における当該年度の指定管理料の額その他必要な事項の調整は、年度協定により行うものとする。

【基本協定書記載事項（抜粋）】

（指定管理料）

第 23 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料及び支払い方法については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 賃金・物価スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払い方法等については、甲乙協議の上、別に締結する年度協定において定めるものとする。

【年度協定書記載事項（抜粋）】

（令和〇年度の指定管理料）

第 4 条 甲は、本業務の実施の対価として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。うち賃金・物価スライド制度による指定管理料のスライド額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

様式 1

苦 商 号
令和 年 月 日

(指定管理者) 様

苦前町長 ○○ ○○

令和○年度 指定管理料のスライド額について (通知)

賃金・物価スライド制度運用の手引きに基づき、令和○年度に適用する変動率及び指定管理料のスライド額 (見込み) を、下記のとおり通知します。

記

1 指定管理施設名

2 変動率及び指定管理料スライド額

区分	変動率	スライド額 (消費税及び地方消費税を含む)
賃金スライド (正規職員)	%	円
賃金スライド (非正規職員)	%	円
物価スライド (燃料)	%	円
物価スライド (電気)	%	円
物価スライド (ガス)	%	円
合計	—	円

担当課 商工労働観光課
担当者 ○○
連絡先 0164-64-2212